

精神疾患医療等に関する資料集

- 【参考資料 7-1】 精神疾患等推計患者数（都民）
- 【参考資料 7-2】 都民の推計患者数（疾病別）
- 【参考資料 7-3】 精神病床における平均在院日数の推移、年間入院患者数・退院患者数の推移
- 【参考資料 7-4】 都内の精神病床数、精神科・心療内科標ぼう病院数・診療所数
- 【参考資料 7-5】 精神障害者通院医療費助成 年度別実績の推移【東京都】
- 【参考資料 7-6】 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【東京都】
- 【参考資料 7-7】 夜間こころの電話相談 年間相談件数実績
- 【参考資料 7-8】 精神科救急医療情報センター 年間受理件数実績
- 【参考資料 7-9】 都内精神病床を有する病院 配置図
- 【参考資料 7-10】 地域生活基盤の整備状況（グループホーム等）
- 【参考資料 7-11】 障害者就労支援センター設置数・登録者数・就職者数
- 【参考資料 7-12】 精神科医療地域連携事業
- 【参考資料 7-13】 東京都精神科夜間休日救急医療の流れ
- 【参考資料 7-14】 精神身体合併症救急医療について
- 【参考資料 7-15】 精神障害者地域移行体制整備支援事業について
- 【参考資料 7-16】 地域医療介護総合確保基金 2 事業
- 【参考資料 7-17】 令和 3 年度東京都における発達障害児（者）支援事業について
- 【参考資料 7-18】 措置入院者退院後支援体制整備事業
- 【参考資料 7-19】 令和 3 年度における東京都の認知症施策

■ 精神疾患等推計患者数（都民）

○平成29年10月現在

（単位：千人）

	F0 認知症 （血管性、アル ツハイマーな ど）	F1 精神作用物質 使用による精 神及び行動の 障害	F2 統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想 性障害	F3 気分〔感情〕障 害（躁うつ病を 含む）	F4 神経症性障 害、ストレス関 連障害及び身 体表現性障害	F7 精神遅滞	てんかん	その他	合計
総計	74 19.3%	6 1.6%	69 18.0%	122 31.9%	77 20.1%	4 1.0%	11 2.9%	24 6.3%	383 100.0%
入院	5.2 25.1%	0.8 3.9%	10.4 50.2%	2.1 10.1%	0.4 1.9%	0.3 1.4%	0.4 1.9%	1.2 5.8%	20.7 100.0%
外来	68.8 19.0%	5.2 1.4%	58.6 16.2%	119.9 33.1%	76.6 21.1%	3.7 1.0%	10.6 2.9%	22.8 6.3%	362.3 100.0%

- ※ 平成29年10月厚生労働省大臣官房統計情報部実施の患者調査による。
- ※ 傷病分類は、第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類(ICD-10)による。
- ※ 総計数は、調査日現在において継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を次の算式により推計したものである。
総計数＝入院患者数＋初診外来患者数＋再外来患者数×平均診療間隔×調整係数(6/7)
- ※ 外来患者数＝総数(統計値)－入院患者数(統計値)
- ※ 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない。

○平成26年10月現在

（単位：千人）

	F0 認知症 （血管性、アル ツハイマーな ど）	F1 精神作用物質 使用による精 神及び行動の 障害	F2 統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想 性障害	F3 気分〔感情〕障 害（躁うつ病を 含む）	F4 神経症性障 害、ストレス関 連障害及び身 体表現性障害	F7 精神遅滞	てんかん	その他	合計
総計	108 19.4%	6 1.1%	99 17.8%	132 23.7%	97 17.4%	4 0.7%	38 6.8%	73 13.1%	548 100.0%
入院	6.4 26.4%	1.2 5.0%	12.3 50.8%	2.1 8.7%	0.4 1.7%	0.3 1.2%	0.5 2.1%	1 4.1%	24.1 100.0%
外来	101.6 19.1%	4.8 0.9%	86.7 16.3%	129.9 24.4%	96.6 18.1%	3.7 0.7%	37.5 7.0%	72 13.5%	523.9 100.0%

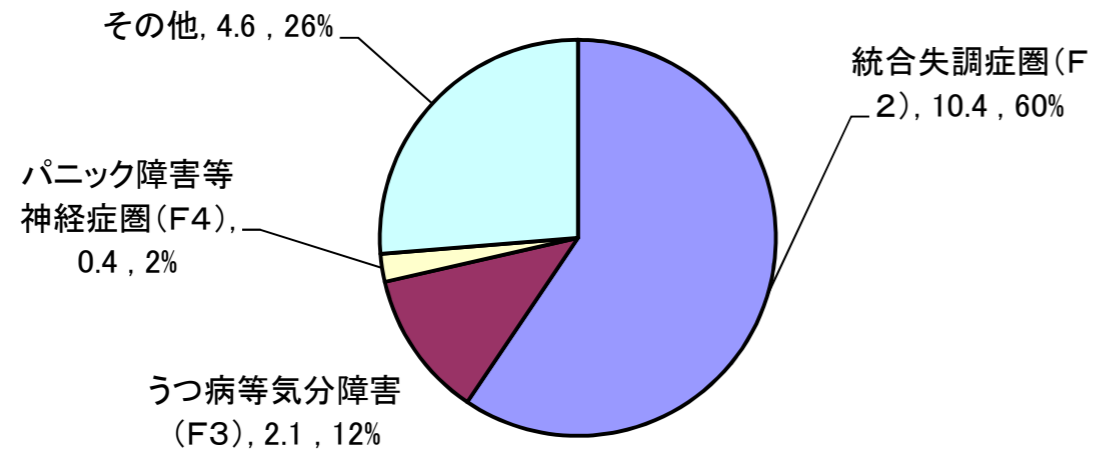
- ※ 平成26年10月厚生労働省大臣官房統計情報部実施の患者調査による。
- ※ 傷病分類は、第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類(ICD-10)による。
- ※ 総計数は、調査日現在において継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設を受療していない者も含む。）の数を次の算式により推計したものである。
総計数＝入院患者数＋初診外来患者数＋再外来患者数×平均診療間隔×調整係数(6/7)
- ※ 外来患者数＝総数(統計値)－入院患者数(統計値)
- ※ 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない。

■ 都民の推計患者数（疾病別）

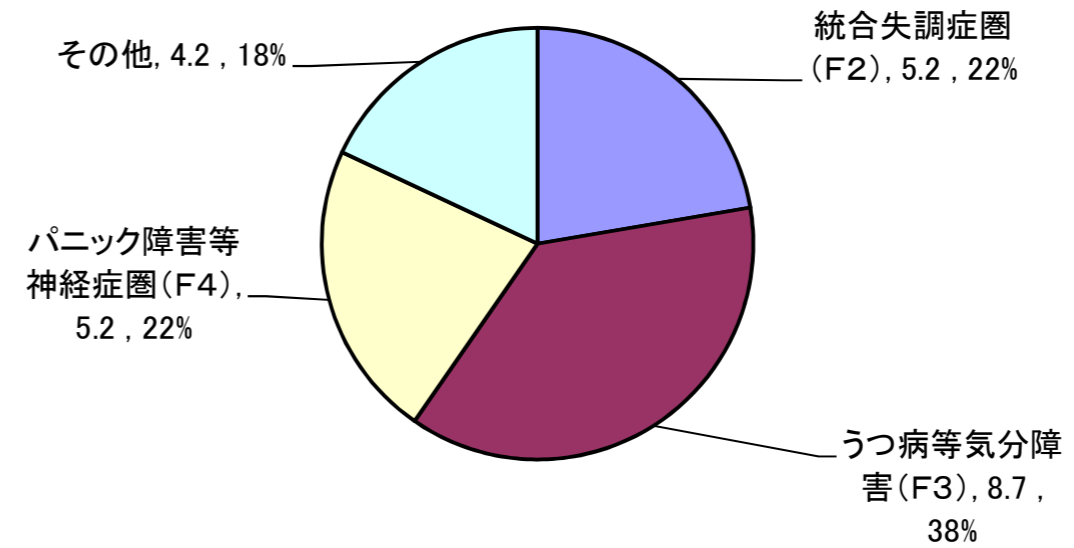
参考資料 7 - 2

	統合失調症圏(F2)	うつ病等気分障害(F3)	パニック障害等 神経症圏(F4)	その他
入院	10.4	2.1	0.4	4.6
外来	5.2	8.7	5.2	4.2
合計	15.6	10.8	5.6	8.8

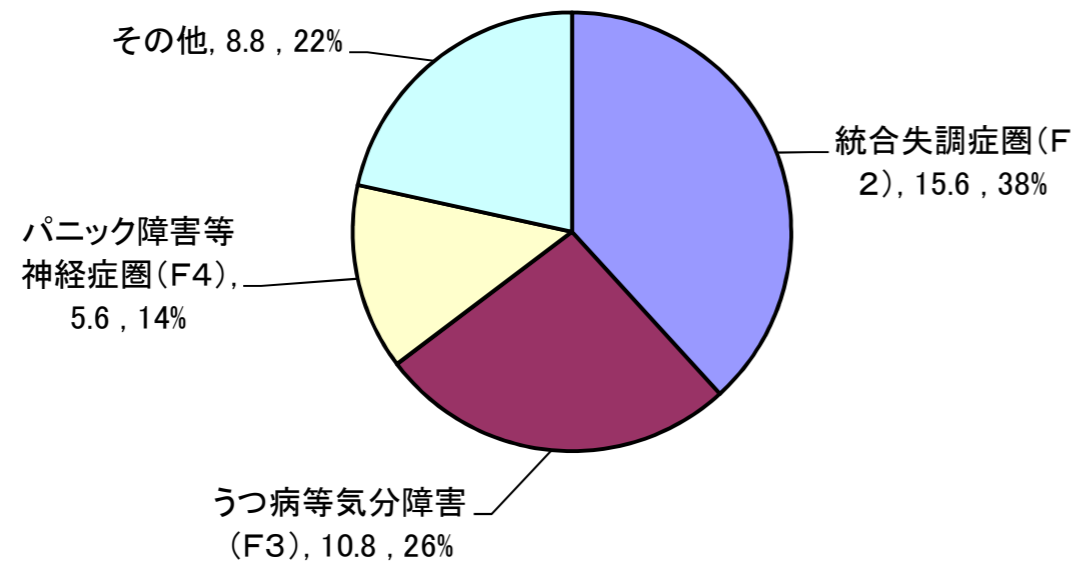
(千人)



疾病別都民の推計患者数(入院)



疾病別都民の推計患者数(外来)



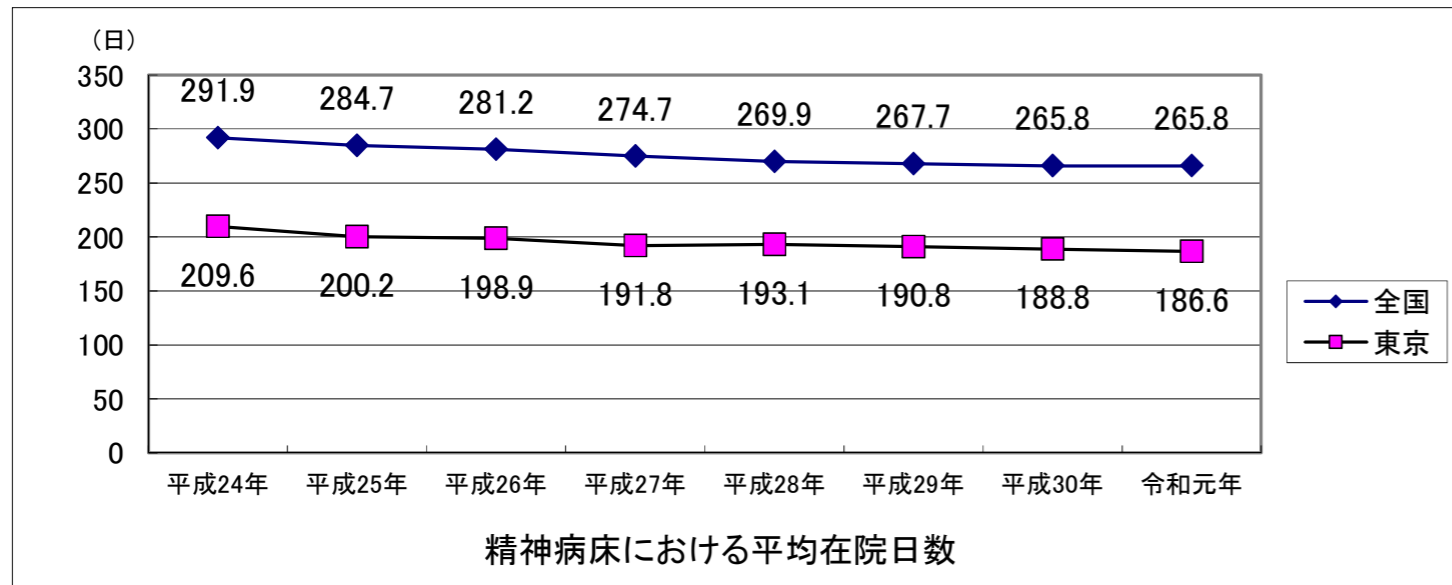
疾病別都民の推計患者数(合計)

- ※ 平成29年10月厚生労働省大臣官房統計情報部実施の患者調査による。
- ※ 本調査は、調査当日に医療施設で受療した患者数を推計したものである(いわゆる1日調査)である。

■ 精神病床における平均在院日数の推移

(単位:日)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
全国	291.9	284.7	281.2	274.7	269.9	267.7	265.8	265.8
東京	209.6	200.2	198.9	191.8	193.1	190.8	188.8	186.6

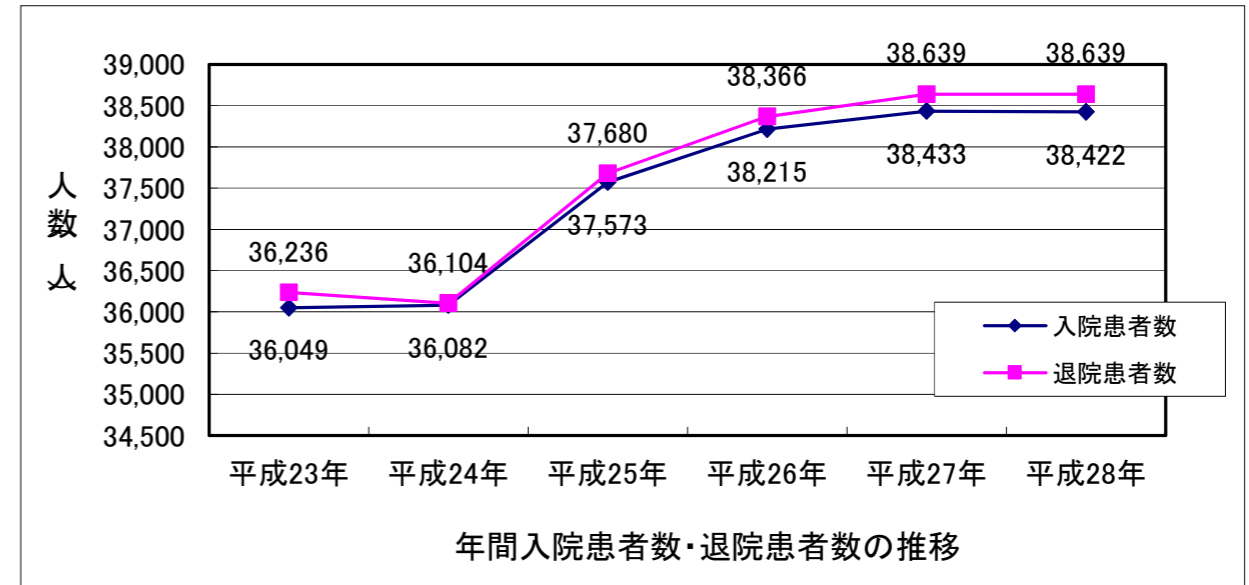


(出典:厚生労働省「病院報告」より)

■ 年間入院患者数・退院患者数の推移

(単位:人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
入院患者数	36,049	36,082	37,573	38,215	38,433	38,422
退院患者数	36,236	36,104	37,680	38,366	38,639	38,639



(出典:「東京都の精神保健福祉(平成28年版)」より)

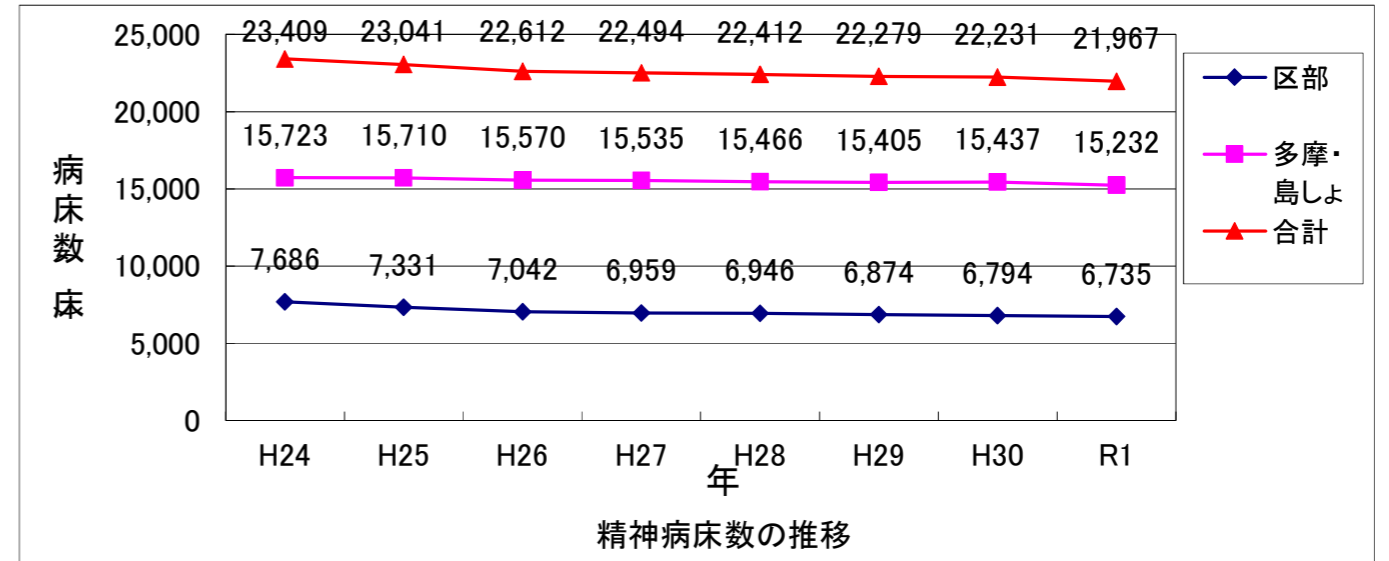
都内の精神病床数、精神科・心療内科標ぼう病院数・診療所数

参考資料 7 - 4

○精神病床数

(各年10月1日現在)

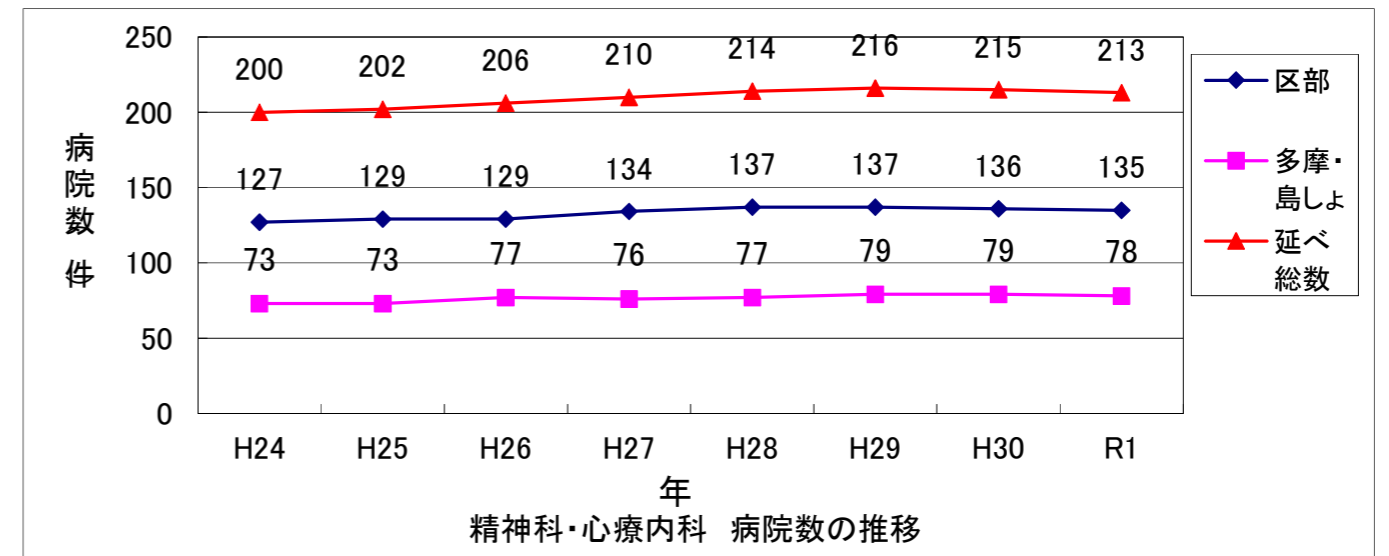
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
区部	7,686	7,331	7,042	6,959	6,946	6,874	6,794	6,735
多摩・島しょ	15,723	15,710	15,570	15,535	15,466	15,405	15,437	15,232
合計	23,409	23,041	22,612	22,494	22,412	22,279	22,231	21,967



○精神科・心療内科 病院数

(各年10月1日現在)

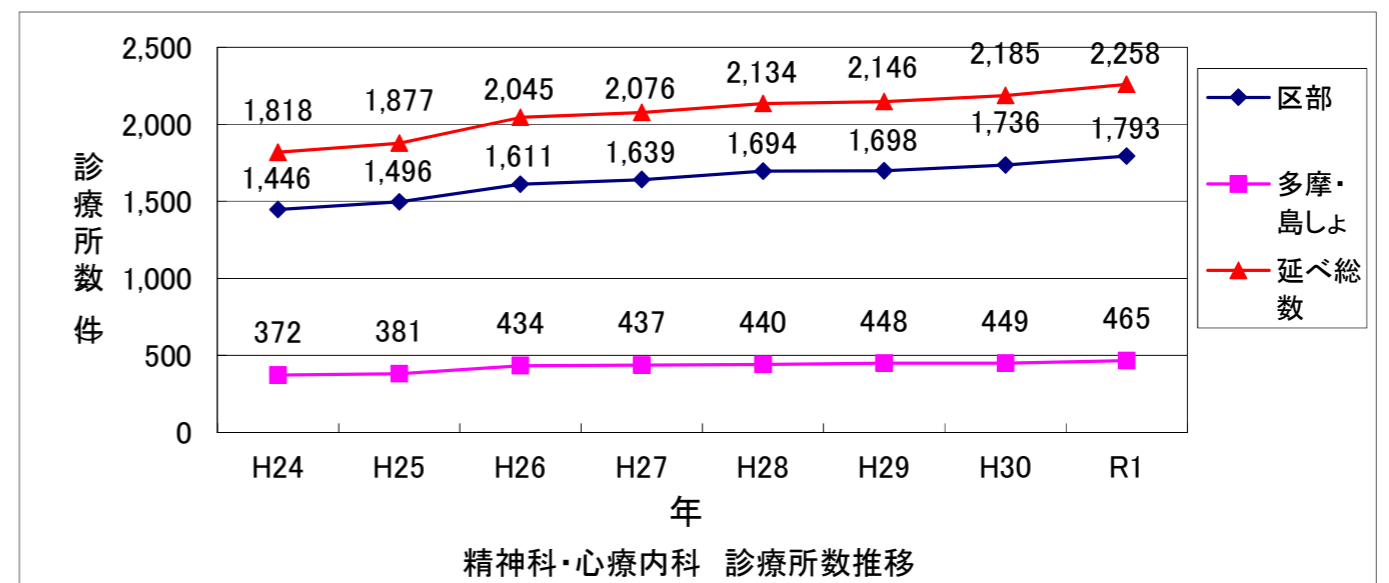
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
区部	127	129	129	134	137	137	136	135
多摩・島しょ	73	73	77	76	77	79	79	78
延べ総数	200	202	206	210	214	216	215	213



○精神科・心療内科 診療所数

(各年10月1日現在)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
区部	1,446	1,496	1,611	1,639	1,694	1,698	1,736	1,793
多摩・島しょ	372	381	434	437	440	448	449	465
延べ総数	1,818	1,877	2,045	2,076	2,134	2,146	2,185	2,258



※ 複数の診療科を標ぼうする病院については、重複計上している。

※ 複数の診療科を標ぼうする診療所については、重複計上している。

(出典) 「東京都の医療施設」(平成23年～令和元年)

■ 精神障害者通院医療費助成 年度別実績の推移【東京都】

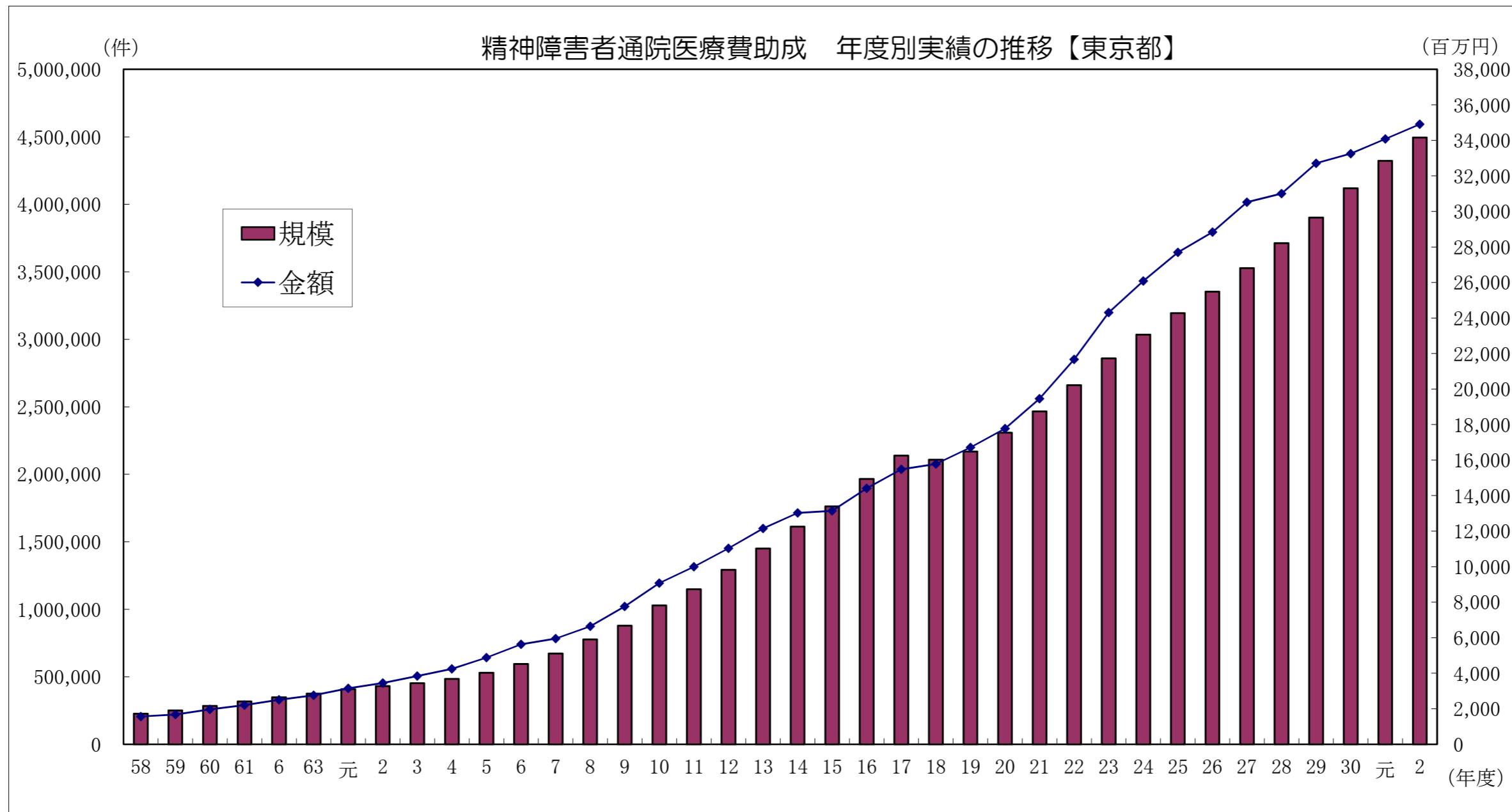
参考資料7-5

年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
規模(件)	226,210	251,368	283,645	317,548	347,758	375,383	408,566	431,584	453,081	484,384	529,943	594,461	671,573	776,389
金額(百万円)	1,561	1,671	1,968	2,202	2,508	2,761	3,152	3,449	3,838	4,245	4,874	5,629	5,953	6,647

年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
規模(件)	878,246	1,029,266	1,148,402	1,293,031	1,449,502	1,612,108	1,762,887	1,965,269	2,139,192	2,108,806	2,168,989	2,307,736	2,466,168	2,660,837
金額(百万円)	7,765	9,072	9,993	11,036	12,155	13,027	13,138	14,412	15,482	15,782	16,719	17,776	19,453	21,663

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
規模(件)	2,859,477	3,034,829	3,194,387	3,353,342	3,527,752	3,712,541	3,902,226	4,118,852	4,321,795	4,494,336
金額(百万円)	24,302	26,077	27,693	28,835	30,522	31,000	32,712	33,245	34,079	34,910

(出典：東京都福祉保健局調べ)



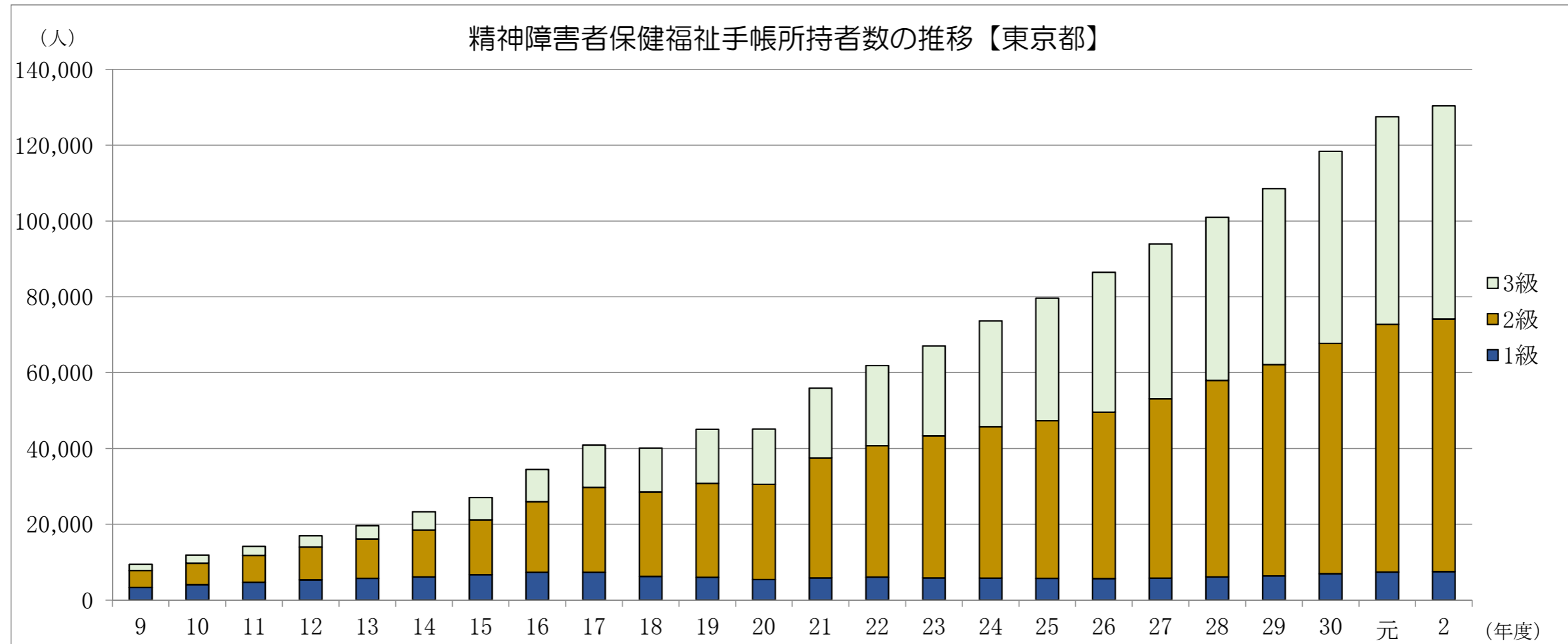
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【東京都】

参考資料 7 - 6

年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	3,308	4,109	4,625	5,364	5,733	6,123	6,649	7,331	7,333	6,230	5,958	5,392	5,852	6,021
2級	4,453	5,636	7,160	8,610	10,316	12,349	14,469	18,604	22,352	22,296	24,801	25,134	31,621	34,697
3級	1,659	2,132	2,385	2,958	3,596	4,819	5,905	8,500	11,159	11,597	14,299	14,586	18,395	21,162
総数	9,420	11,877	14,170	16,932	19,645	23,291	27,023	34,435	40,844	40,123	45,058	45,112	55,868	61,880

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	5,857	5,801	5,700	5,650	5,805	6,116	6,354	6,958	7,353	7,503
2級	37,508	39,890	41,658	43,881	47,293	51,797	55,754	60,712	65,404	66,665
3級	23,701	27,976	32,288	36,930	40,837	43,086	46,424	50,682	54,748	56,159
総数	67,066	73,667	79,646	86,461	93,935	100,999	108,532	118,352	127,505	130,327

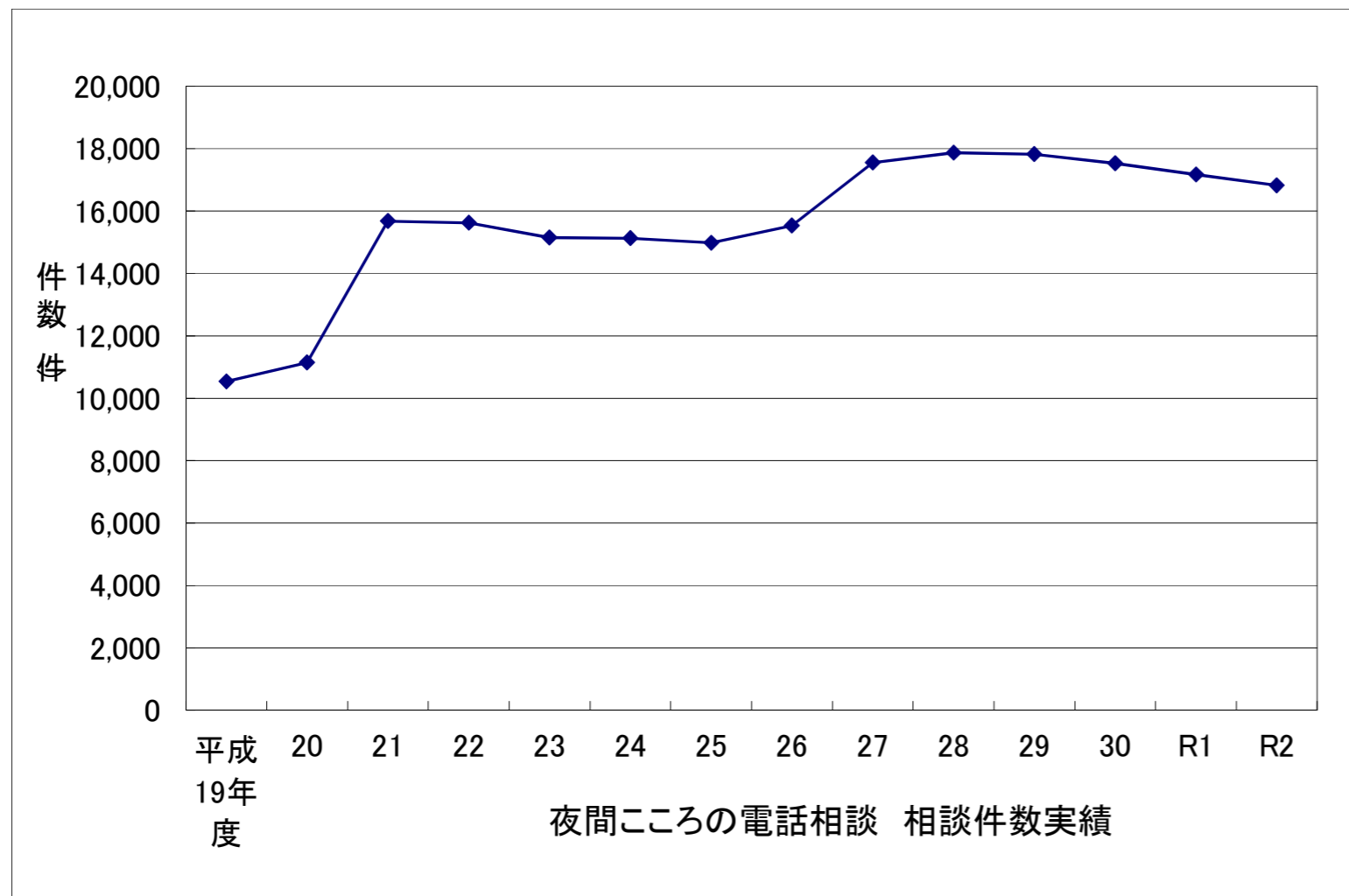
(出典：東京都福祉保健局調べ)



■ 夜間こころの電話相談 年間相談件数実績

(単位：件)

平成 19年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
10,541	11,140	15,677	15,616	15,154	15,122	14,977	15,532	17,550	17,868	17,817	17,531	17,172	16,816



夜間こころの電話相談

事業開始：平成18年度

開設時間：毎日17時～22時

電話回線：4回線（平成20年度までは3回線）

相談員：精神保健福祉士、臨床心理士、看護師等

相談時間：1回20分程度

平成18年度は、平日（月から金）のみ対応

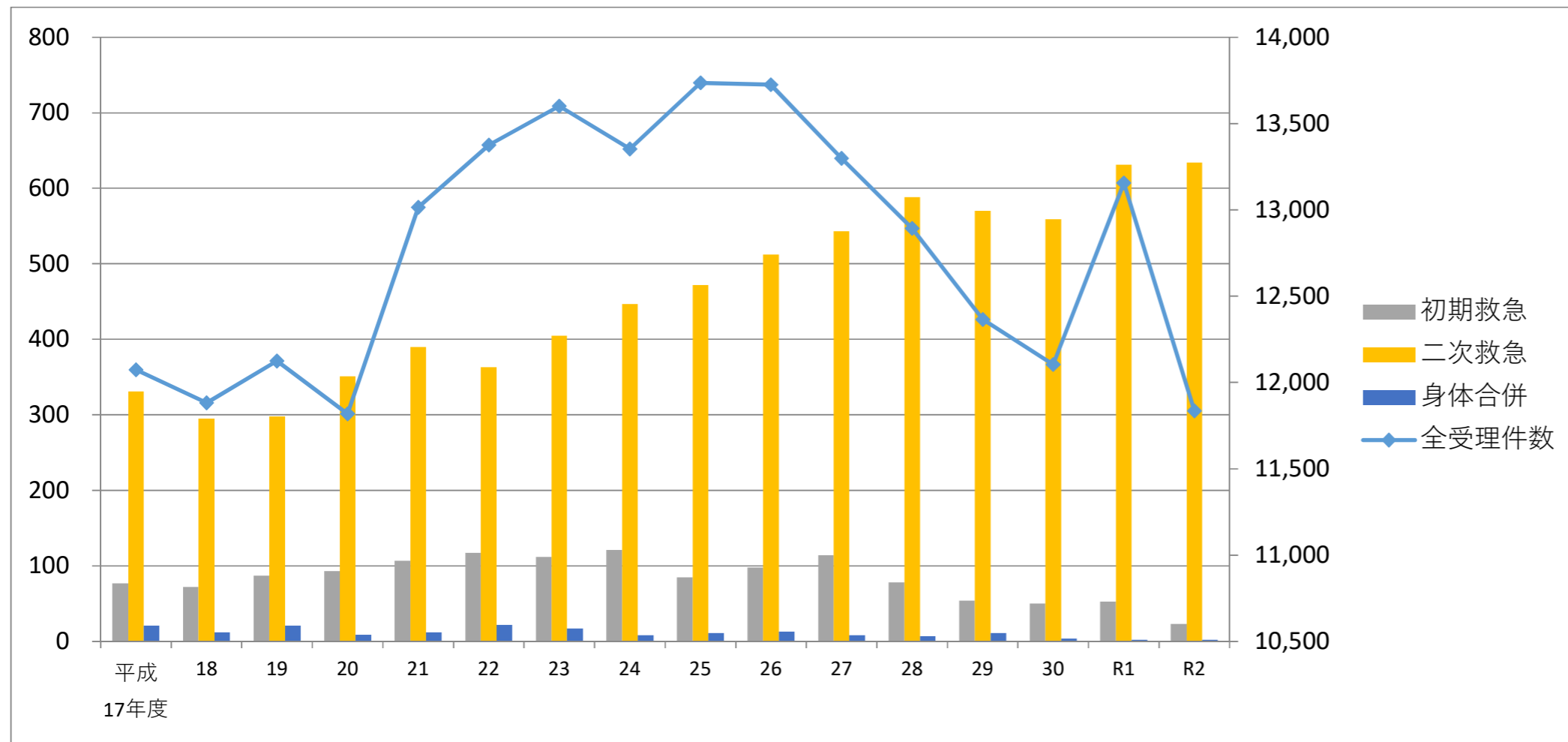
平成19年度からは、365日対応

■ 精神科救急医療情報センター 年間受理件数実績

参考資料 7 - 8

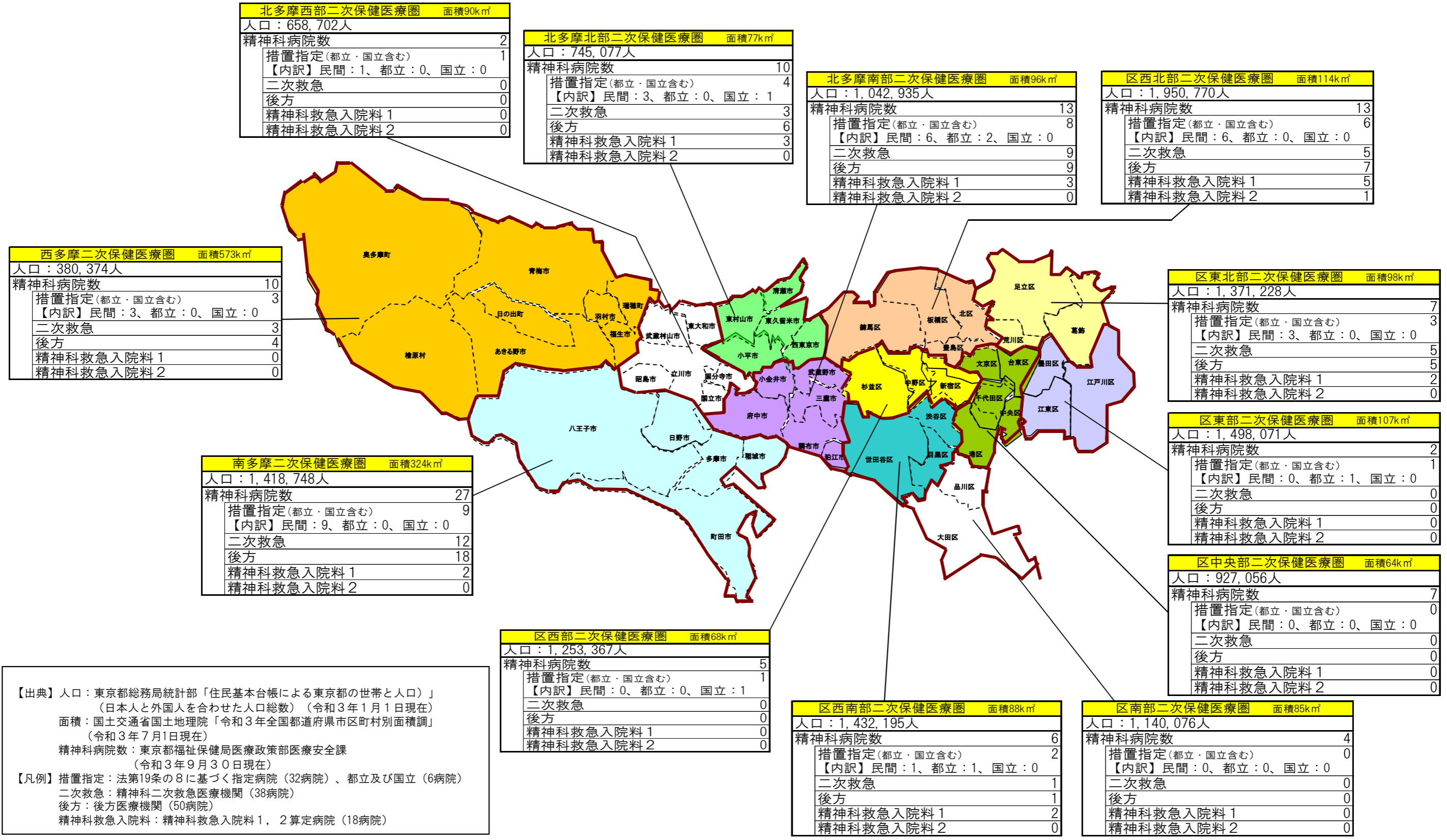
(単位：件)

	平成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
全受理件数	12,074	11,883	12,125	11,818	13,015	13,375	13,601	13,354	13,736	13,726	13,298	12,893	12,365	12,104	13,156	11,835
相談のみ	11,645	11,504	11,719	11,365	12,506	12,873	13,067	12,778	13,168	13,103	12,633	12,220	11,730	11,491	12,470	11,176
初期救急	77	72	87	93	107	117	112	121	85	98	114	78	54	50	53	23
二次救急	331	295	298	351	390	363	405	447	472	512	543	588	570	559	631	634
身体合併	21	12	21	9	12	22	17	8	11	13	8	7	11	4	2	2



精神科救急医療情報センター
 事業開始：平成14年9月
 開設時間：平日 17時～翌9時
 土休日 24時間
 業務：救急患者のトリアージ
 精神科医療情報提供

都内精神病床を有する病院 配置図 (全106病院)



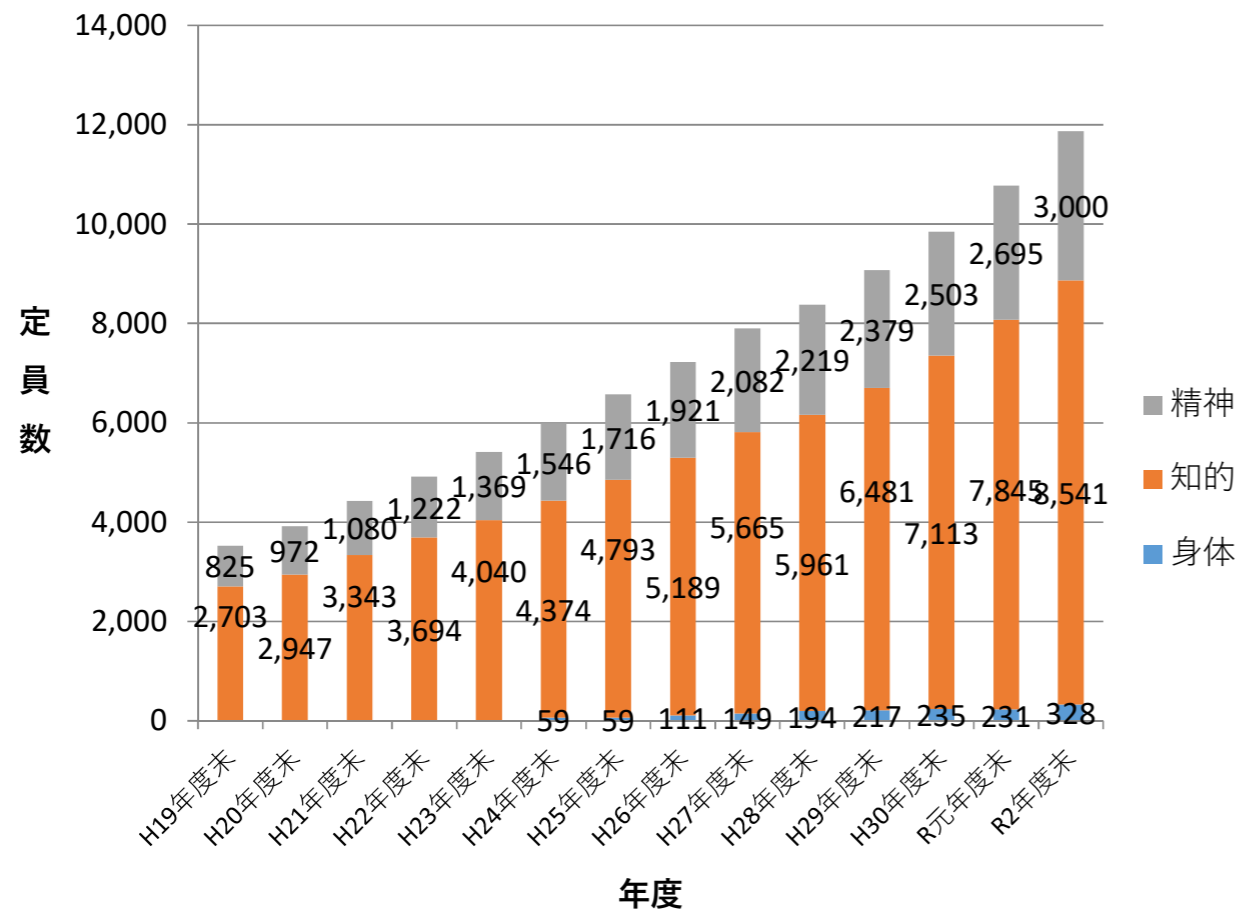
【出典】人口：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
 (日本人と外国人を合わせた人口総数) (令和3年1月1日現在)
 面積：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」
 (令和3年7月1日現在)
 精神科病院数：東京都福祉保健局医療政策部医療安全課
 (令和3年9月30日現在)
 【凡例】措置指定：法第19条の8に基づく指定病院(32病院)、都立及び国立(6病院)
 二次救急：精神科二次救急医療機関(38病院)
 後方：後方医療機関(50病院)
 精神科救急入院料：精神科救急入院料1、2算定病院(18病院)

■ 地域生活基盤の整備状況（グループホーム等）

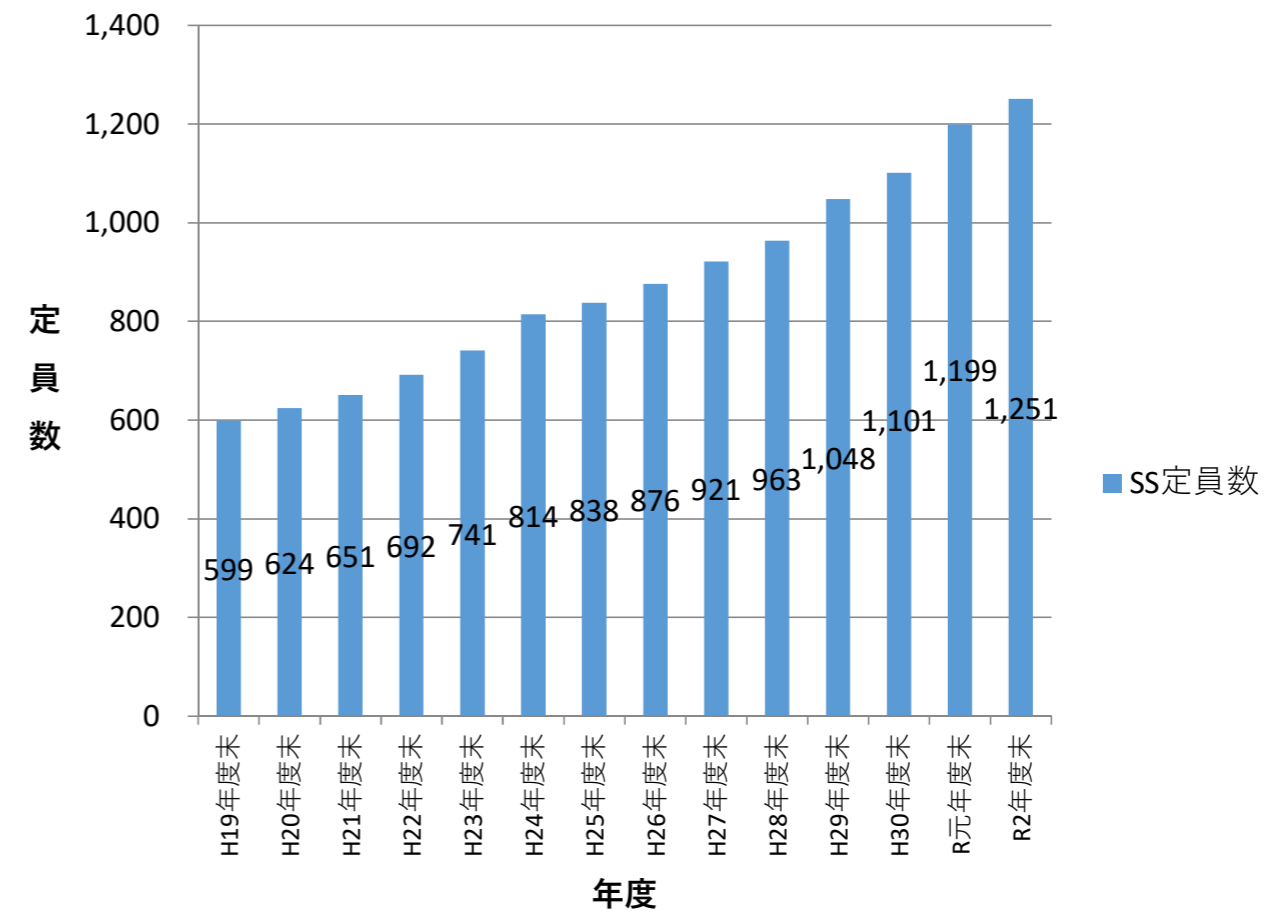
参考資料 7-10

		H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
GH定員数	身体			知的に含まれている			59	59	111	149	194	217	235	231	328
	知的	2,703	2,947	3,343	3,694	4,040	4,374	4,793	5,189	5,665	5,961	6,481	7,113	7,845	8,541
	精神	825	972	1,080	1,222	1,369	1,546	1,716	1,921	2,082	2,219	2,379	2,503	2,695	3,000
	難病							0	0	0	0	0	0	6	7
	合計	3,528	3,919	4,423	4,916	5,409	5,979	6,568	7,221	7,896	8,374	9,077	9,851	10,777	11,876
SS定員数		599	624	651	692	741	814	838	876	921	963	1,048	1,101	1,199	1,251

グループホーム定員数



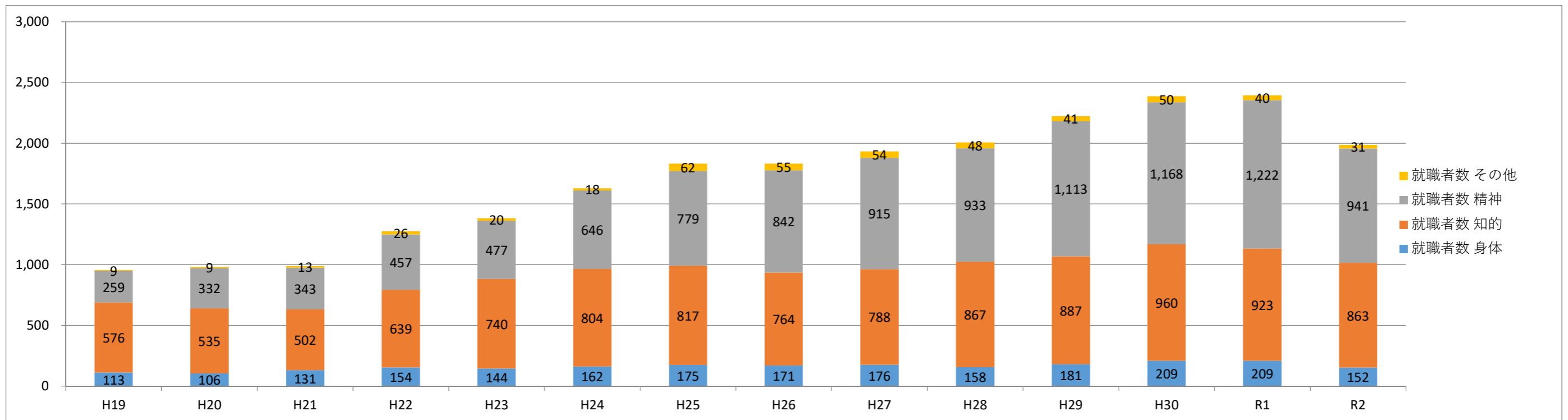
短期入所定員数



○障害者就労支援センター設置数・登録者数・就職者数(平成19年度～令和2年度)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
設置区市町村数	37	43	45	47	48	49	49	50	50	51	51	51	51	51
登録者数	6,843(7,485)	8,710(9,649)	10,128(10,597)	11,453(12,988)	12,335(13,938)	14,336(16,350)	17,566(18,613)	19,239(19,859)	21,106(21,864)	22,588(23,723)	24,469(25,746)	25,929(26,610)	27,953(29,489)	29,807(31,235)
身体	1,319	1,635	1,662	1,884	1,923	2,092	2,544	2,480	2,525	2,946	2,707	2,935	3,176	3,402
知的	4,025	4,987	5,455	6,330	6,862	7,941	9,354	10,100	10,925	11,696	12,503	13,124	13,957	14,751
精神	1,591	2,262	2,557	3,396	3,756	4,554	5,469	6,379	7,306	8,027	9,156	9,644	10,798	11,951
その他	550	765	923	1,378	1,397	1,763	1,246	900	1,108	1,054	946	907	933	1,131
就職者数	953(957)	980(982)	989(989)	1,274(1,276)	1,374(1,381)	1,630(1,630)	1,745(1,833)	1,759(1,832)	1,858(1,933)	1,913(2,006)	2,139(2,253)	2,272(2,387)	2,282(2,415)	1,850(1,987)
身体	113	106	131	154	144	162	175	171	176	158	181	209	209	152
知的	576	535	502	639	740	804	817	764	788	867	887	960	923	863
精神	259	332	343	457	477	646	779	842	915	933	1,113	1,168	1,222	941
その他	9	9	13	26	20	18	62	55	54	48	41	50	40	31

※()内は延べ人数



精神科医療地域連携事業

精神障害者が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図る。

■ 精神科医療地域連携関連モデル事業（平成22～24年度）

- 1 精神科医療地域連携構築推進会議**
→ 社団法人東京精神科病院協会へ委託して実施
- 2 地域モデル事業**
→ 2圏域で実施 <区東北部（東京足立病院）、南多摩（ひらかわクリニック）>

<事業成果>

- 精神科医療機関における「病病連携・診診連携」、「病診連携」の各連携体制の基盤構築
→ 「顔の見える関係」の構築により、医療資源の情報共有化や患者の受診につながった。
- 地域特性に応じた連携ツールの作成
→ マップや診療情報提供書等の連携ツールを地域特性を踏まえて作成し、地域の状況に応じた連携体制の構築につながった。

<東京都保健医療計画（平成25年3月改定）>
（目標）日常診療体制の構築を推進する

- 地域において、精神疾患患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し、「日常診療体制」を強化する。
（取組の例）合同症例検討会、連携マップ、都民への普及啓発 等

■ 精神科医療地域連携事業（本格実施：平成25年度～）

- 1 精神疾患地域医療連携協議会**
 - * 都において直接実施
 - * 主な検討内容
 - ・各圏域の医療連携体制及び取組状況の把握、情報共有化
 - ・事業の評価、検証
 - ・他圏域での実施に向けた検討
- 2 地域連携事業**

事業開始	平成22年度～（モデル実施）		平成25年度～		平成26年度～	
実施圏域	区東北部	南多摩	区西北部	北多摩南部	区西南部	西多摩
委託医療機関	東京足立病院	多摩病院※	慈雲堂病院	井之頭病院	昭和大附属山病院	東京海道病院
事業開始	平成27年度～		平成28年度～		平成29年度～	
実施圏域	北多摩西部	北多摩北部	区南部	区中央部	区東部	区西部
委託医療機関	たかつきクリニック	薫風会山田病院	荏原病院	有楽町桜クリニック	浅川クリニック ※29年度まで	西新宿コンシェルリアクリニック

※南多摩圏域は、平成22～24年度まではひらかわクリニック（八王子市）で実施
※区南部圏域は、平成28年度は未実施
※区東部圏域は、平成30年度は未実施

- * **令和2年度は、11圏域で実施**
- * 地域連携会議
 - ・地域の実情に応じた精神科医療連携体制の構築
 - ・連携ツールの開発や活用方法の検討
 - ・症例検討会や一般診療科の医師等を対象にした研修会の開催
 - ・地域住民向けの普及啓発

■ 令和2年度の主な取組内容と事業成果等

精神疾患地域医療連携協議会	* 精神疾患地域医療連携協議会作業部会の開催（新たな取組内容、評価指標等について検討）	
【区中央部圏域】 医療法人社団桜メディスン 有楽町桜クリニック （千代田区）	* 地域連携会議の開催 * 産業医研修会の開催	* 連携ツール「東京メンタルサポートリンク」 * セルフケアセミナーの開催 など
【区南部圏域】 公益財団法人 東京都保健医療公社荏原病院 （大田区）	（新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず）	
【区西南部圏域】 学校法人 昭和大附属山病院 （世田谷区）	* 地域連携会議の開催 * 公開講演会の開催	* 連携ツール「セイナンこころの医療機関マップ」
【区西部圏域】 医療法人社団宏彩会西新宿 コンシェルリアクリニック （新宿区）	* 地域連携会議の開催	* 連携ツール「Tokyo23 区西部こころの医療機関マップ」
【区西北部圏域】 医療法人社団じょうどう 慈雲堂病院 （練馬区）	* 地域連携会議の開催 * 一般区民向けメンタルヘルス公開講座の開催	* 連携ツール「いきいきハートねっと」
【区東北部圏域】 医療法人財団厚生協会 東京足立病院 （足立区）	* 地域連携会議の開催	* 「aakこころの支援マップ」 など
【区東部圏域】		
【西多摩圏域】 医療法人財団岩尾会 東京海道病院 （青梅市）	（新型コロナウイルス感染症の影響により実施せず）	
【南多摩圏域】 医療法人財団緑雲会 多摩病院 （八王子市）	* 地域連携会議の開催	* 連携ツール「ナンタマこころの医療機関マップ」 など
【北多摩西部圏域】 医療法人社団愛成会 たかつきクリニック （昭島市）	* 住民向け講演会の開催（新型コロナウイルス感染症の影響により中止）	など
【北多摩南部圏域】 公益財団法人井之頭病院 （三鷹市）	* 地域連携会議の開催 * 圏域内開催の住民向け講演会等をホームページにて案内	* 医療等関係者向け講演会の開催
【北多摩北部圏域】 医療法人社団薫風会 山田病院 （西東京市）	* 地域連携会議の開催 * 症例検討会の開催	* 連携ツール「精神科連携ガイドブック」 * 市民講演会の開催

■ 事業の成果

- 地域連携会議や症例検討会を通じて、普段は顔を合わせることの少ない関係機関同士がつながるきっかけとなった。
- 地域連携会議への地区医師会代表等の出席、症例検討会への一般診療科医の出席など、一般診療科医の事業への参加が進んだ。

～ 東京都精神科夜間休日救急医療の流れ ～

警察

23条通報

保健医療情報センター（ひまわり）

<時間> 平日：17時～翌9時
土休日：24時間

<業務> 23条通報受理・他

本人 家族 救急隊 医療機関 等

精神科救急医療情報センター

<時間> 平日：17時～翌9時
土休日：24時間

<業務> 救急患者のトリアージ
精神科医療情報提供 等

精神科緊急医療

（緊急措置入院等）

<時間> 平日土：17時～翌9時
休日：9時～翌9時

<受入先> 都立等4病院 各4床/日
（墨東病院・多摩総合医療センター・松沢病院・
公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院）

※緊急措置入院の場合は、72時間以内に措置
診察が行われ、民間の指定病院・後方病院へ
転送される

精神科二次救急医療

（入院医療）

<時間> 平日土：17時～翌9時
休日：9時～翌9時

<受入先> 民間2病院（輪番制）
合計3床

身体合併症

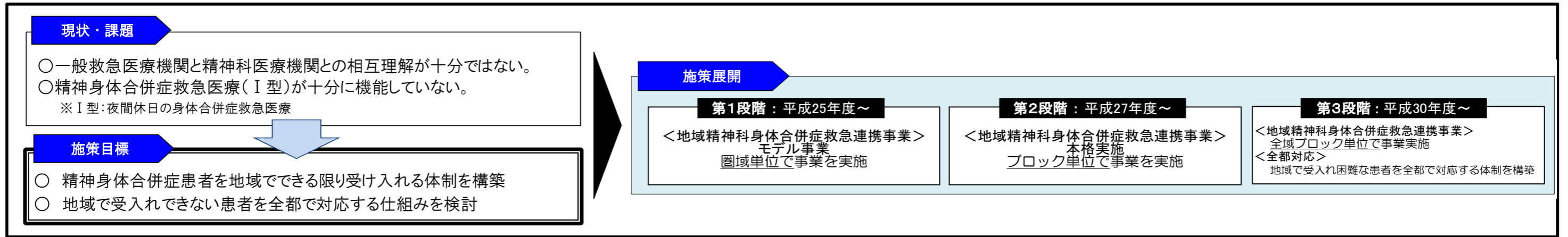
都立病院等（輪番制）

精神科初期救急医療

（外来医療）

<時間> 平日土：17時～22時
休日：9時～17時

<受入先> 民間2病院、1診療所
合計3所（輪番制）
※病院は二次救急を兼ねる



1 精神科患者身体合併症医療部会の設置

- 「精神科救急医療体制整備検討委員会」を設置(25年度)
- 精神身体合併症医療について検討するため、「精神科患者身体合併症医療部会」を設置(25年度)

精神科救急医療体制整備検討委員会

精神科患者身体合併症医療部会

- 一般救急医療機関関係者を委員に加え、精神身体合併症医療体制を検討
- 地域精神科身体合併症救急連携事業の着実な実施
- 地域で受け入れ困難な患者を全都で対応する仕組みを検討

2 地域精神科身体合併症救急連携事業の実施（事業開始：25年）

事業内容

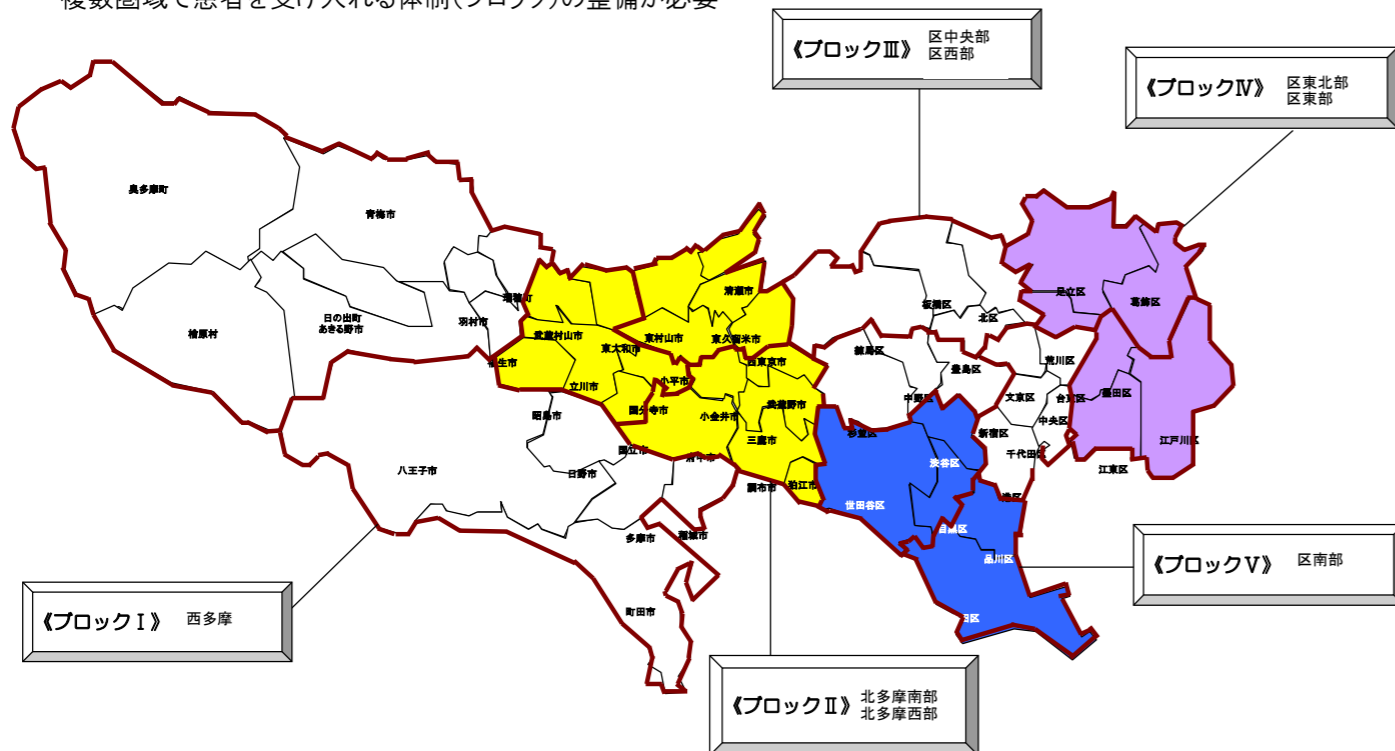
- ① 地域精神科医療機関連携会議の開催
→地域実情にあった、精神科医療機関による受け入れ方法を検討
- ② 身体治療後精神疾患の相談・受入
- ③ 一般科救急医療機関等を対象とした精神疾患に関する研修 ※3年目以降

＜地域救急会議への参加＞

圏域内の精神科医療機関に対し、地域救急会議への出席を依頼
→地域の一般科救急医療機関が対応に苦慮した事例や精神科医療機関の受け入れについて意見交換

精神身体合併症患者を受け入れる体制の整備（ブロック体制）

精神科医療資源は偏在しているため、受入体制の整備にあたっては複数圏域で患者を受け入れる体制（ブロック）の整備が必要



地域精神科身体合併症救急連携事業 進捗状況及び今後の展開予定

圏域単位で2年間事業を実施し、3年目からブロック単位で事業実施

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		前期 保健医療計画 計画期間					今期 保健医療計画 計画期間			
		圏域単位で実施		段階的にブロック単位で実施			ブロック単位で実施			
区	中央ブロック			圏域単位で実施	■区部 中央ブロック 区西北部 土区西部・区中央部					
	南ブロック			圏域単位で実施	■区部 南ブロック 区西南部 土区南部					
	東ブロック			圏域単位で実施	■区部 東ブロック 区東北部 土区東部					
	西南ブロック			圏域単位で実施	■多摩 南ブロック 南多摩 土西多摩					
	北ブロック	圏域単位で実施	圏域単位で実施	■多摩 北ブロック 北多摩北部・北多摩南部 土北多摩西部						

平成24年度～平成29年度

平成30年度～

《事業概要》

精神科病院へ長期入院のために、地域での生活に不安を持ち、退院が可能な状況であるにもかかわらず、退院に踏み出せない方への働きかけや、退院を後押しする病院スタッフ・地域支援者と連携し、精神障害者の地域移行のための体制作りを支援すると共に、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、相互の理解を深め、広域にわたるネットワークの強化を図る。

《実施主体》

東京都（事業の一部を社会福祉法人等に委託する。）

《実施内容》

- 精神障害者地域移行促進事業（病院担当）
ピアサポーターと共に、長期入院者等に対する地域移行への動機付け支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、広域にわたるネットワークを構築・強化し、円滑な地域移行・地域定着を推進する。
- グループホーム活用型ショートステイ事業
精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。
- 地域生活移行支援会議
精神障害者の地域移行に関する目標達成に向けて、関係機関との連携を深め、効果的な支援体制構築に向けた協議を行うため、情報交換、課題の調整および検討等を行う。
- 人材育成事業⇒※29年度で終了
精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施する。

《事業概要》

指定一般相談支援事業者等に対し、専門的な指導・助言や人材の育成のための研修を行うほか、ピアサポーターの育成や活用に向けた体制の整備を行うとともに、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、入院中の精神障害者の円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を図る。

《実施主体》

東京都（事業の一部を社会福祉法人等に委託する。）

《実施内容》

- 精神障害者地域移行促進事業（一定の地域を担当：下記担当図参照）
 - ア 地域移行・地域定着促進事業
指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。
 - イ ピアサポーターの育成及びピアサポートの活動を推進するための体制整備
精神障害者の視点を重視した支援の充実や精神障害者が自らの疾患や症状について正しく理解することを促すためピアサポーターの育成を図る。育成に当たっては、ピアサポーターの活用が図られるよう、ピアサポーター及びピアサポーターに関わる事業者に対し必要な研修等を行う。
 - ウ 地域移行関係職員に対する研修
精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な地域移行・地域定着が図られるよう地域移行関係職員に対する研修を実施する。
 - エ ピアサポーター活用アドバイザー事業
ピアサポーターの活用を更に進めるため、精神科病院に対し、スタッフへの普及啓発、活動に係る助言や相談等の支援を行う。
- グループホーム活用型ショートステイ事業
精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。
- 地域生活移行支援会議
保健・医療・福祉の関係者により、本事業に係る活動の報告や評価を行うとともに、地域包括ケアシステムを見据えた効果的な支援体制構築に向けた協議を行う。

参考：東京都保健医療計画（平成30年3月改定） 地域生活支援体制（取組）より抜粋

1 病院における長期入院患者への退院に向けた取組の推進

- 病院における退院に向けた個別動機付け支援の取組や職員の研修等を進より一層進めるため、地域移行コーディネーターの取組を引き続き推進します。

2 地域移行・地域定着の取組の推進

- 好事例の紹介などを通じ、地域移行・地域定着の推進を区市町村に働きかけるとともに、これまで以上に相談支援事業所における地域移行・地域定着への取組を支援します。
- ピアサポーターに対する育成を充実し、支援関係者との連携を強化するなど、ピアサポーターの活動を支援するとともに、地域生活への不安軽減のため、ショートステイの利用を促進します。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携体制の構築を目指します。

令和3年度精神障害者地域移行促進事業：委託事業所の地域担当



精神障害者早期退院支援事業について

【目的】

医療保護入院者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

【対象】

都内に所在する精神科病院

【実施内容】

○地域援助事業者等（注1）が医療保護入院者退院支援委員会等（注2）へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用の助成

※注1 地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者をいう。

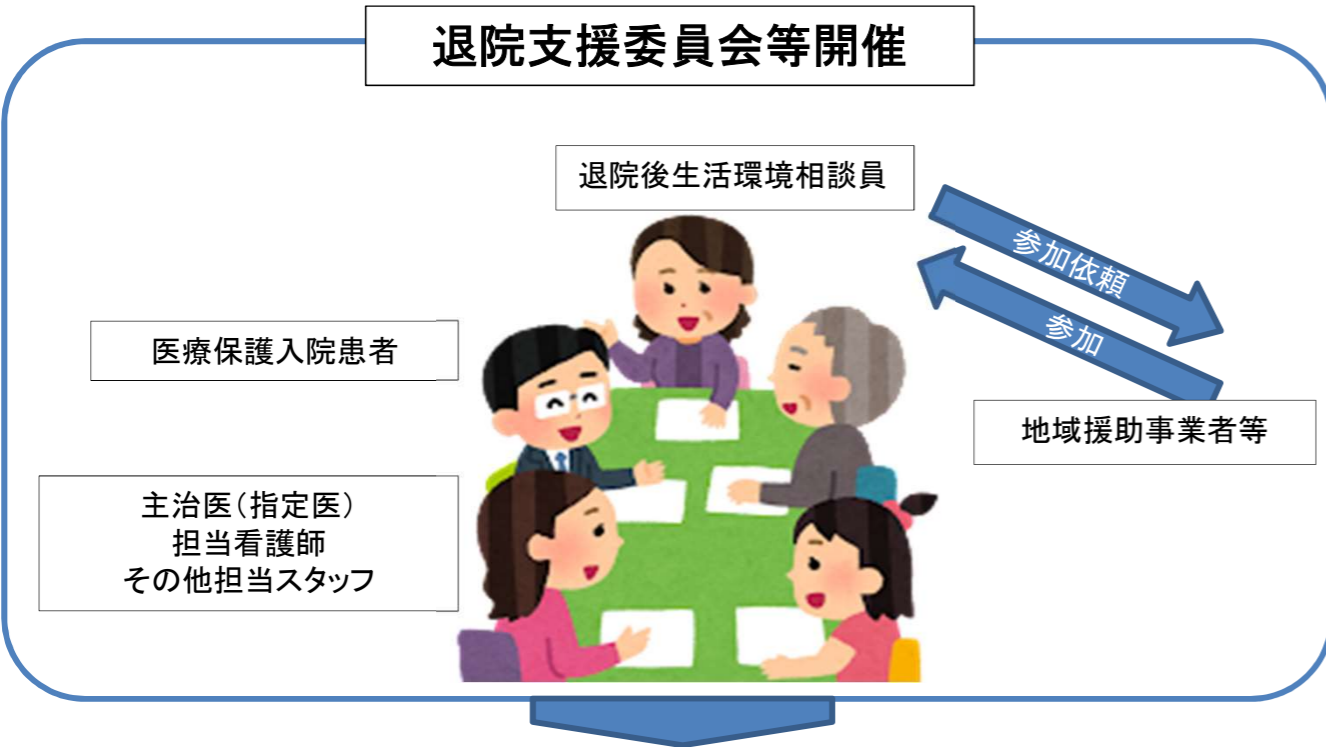
※注2 医療保護入院者退院支援委員会及びその他の医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために補助対象者が開催する会議をいう。

＜補助基準額＞ 1事業者あたり8,000円／1回

○医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等が参加した際の事務手数料の補助

＜補助基準額＞ 1病院あたり8,140円／1日

退院支援委員会等開催



- 円滑な地域移行の促進
- 安定した地域生活の継続
- 医療と福祉の連携体制の強化
- 新たな社会的入院患者を作らない仕組みづくり

精神保健福祉士配置促進事業について

【目的】

精神科病院において、病院内外における調整や支援計画、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置を促進し、精神障害者の地域移行に必要な体制を整備することで、医療保護入院者が早期に円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

【対象】

精神科病院入院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟を有する都内病院のうち、国公立病院、大学病院、総合病院（100床以上）を除く病院

- ＜補助要件＞
- 精神保健福祉士配置加算を算定していないこと
 - 東京都障害者・障害児施策推進計画の目標値を踏まえ、積極的に取り組むこと。
 - 質の向上のための人材育成研修を受講すること
 - ピアサポーターの活用を行い、地域移行を図ること
 - 精神保健福祉士配置加算の算定につながる在宅移行率の達成を目指すこと。
 - 精神障害者地域移行体制整備支援事業と連携を図ること 等

【実施内容】

精神科病院入院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟において、専属で従事する医療保護入院者等の早期退院支援に関わる精神保健福祉士1人の人件費補助

＜補助基準額＞ 1病院あたり、年間360万円限度



令和3年度東京都における発達障害児（者）支援事業について

《 発達障害者のライフステージに応じた支援体制の整備 》

乳幼児から学齢期、成人期と各ライフステージに応じた支援体制等の整備を促進する。
また、相談支援員や医療従事者向けの研修により、専門的人材を育成する。

◎ 発達障害者支援センター運営事業【実施主体：都】（49百万円）

- 社会福祉法人嬉泉に委託
 - (1) 本人・家族への相談支援（令和2年度 2,228人、延べ2,679件）
 - (2) 関係機関等に対する普及啓発・研修等
 - (3) 地域支援マネジャーによる地域支援体制の整備支援、困難事例支援、就労機関への支援
 - (4) 情報発信の強化

◎ 発達障害者支援体制整備推進事業【実施主体：都】（11百万円）

- 発達障害児（者）支援体制の整備を推進するため、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行う。
 - (1) 東京都発達障害者支援地域協議会 年3回（令和2年度 年2回）
 - (2) シンポジウム 年1回
令和2年度テーマ（参加者19名）
「地域の支援力の向上を目指して」
 - (3) 専門的人材育成（委託して実施）

ア	相談支援知識力向上研修	年5回	(令和2年度)	年4回	延べ234人
イ	相談支援スキルアップ研修	年6回	(令和2年度)	年6回	延べ129人
ウ	医療従事者向け講習会	年6回	(令和2年度)	年5回	延べ168人
エ	成人期発達障害者支援力向上研修	年1回	(令和2年度)	年1回	延べ33人

◎ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業【実施主体：区市町村】 (障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち数)

- 区市町村における支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）が身近な地域で安心して生活できる環境を整備する。
 - (1) 早期発見・早期支援のためのシステムの構築（令和2年度実績 38区市町）
 - (2) 成人期発達障害者支援に係る取組への支援（令和2年度実績 15区市）

《 3年度の取組のポイント 》

- 2年度に引き続き、発達障害者地域支援マネジャーによる地域支援体制強化を図る。
- 家族支援体制の充実を図るため、ペアレントメンター養成・派遣事業を実施するとともに、区市町村への包括補助事業のより一層の活用を促す。
- 比較的整備が進んでいない成人期における発達障害者支援について、医療・地域支援の両面から支援の充実を図る。

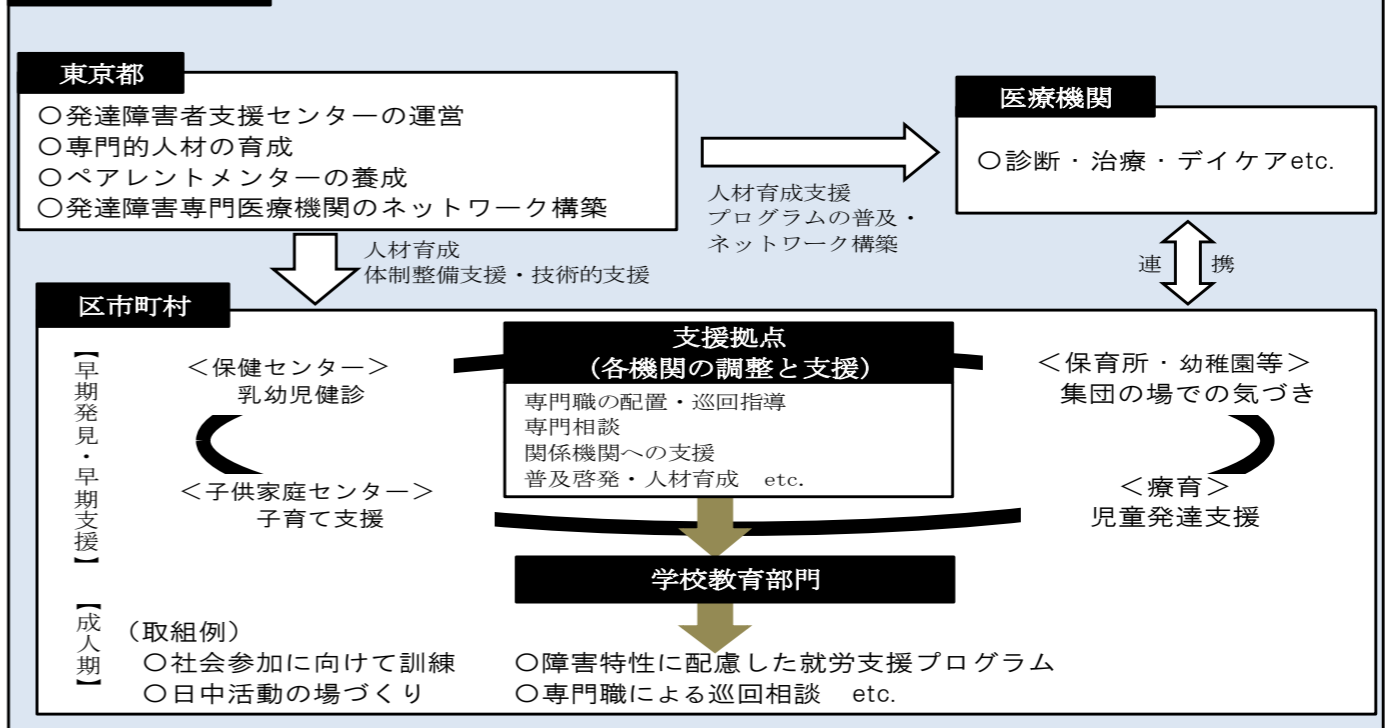
◎ ペアレントメンター養成・派遣事業【実施主体：都】（12百万円）

- 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを設置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。
(令和2年度 ペアレントメンター21名養成)

◎ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業【実施主体：都】（13百万円）

- 都内における発達障害の診断待機を解消するため、専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、都内の医療機関への実地研修等を実施することで、発達障害を早期に診断可能な体制確保を図る。

イメージ図



1 事業背景

<都の現状>

- 措置入院件数が全国で最も多く、対象者が非常に多い
(元年度実績：1,211件(全国の5分の1の件数))
- 医療保護入院患者については、平成25年に退院促進に係る仕組みが制度化され、「精神保健福祉士配置促進事業」や「精神障害者早期退院支援事業」により退院後支援体制整備を実施
一方で、措置入院患者については、上記のような個別の退院後支援の仕組みがない

<措置入院患者の特性>

- 措置入院者の中には、定期的な服薬ができない、本人が外来受診を継続しない等により、再入院に至る者が存在する
支援には専門性等が求められることから、地域援助事業者等の各主体別々の取組では、対応は困難である

▶計画的・包括的な支援により再入院を防止する必要

- 症状の特性から近隣トラブルを抱えていたり、経済的理由で日常生活に支障を生じている、家族ないしは支援者が不在である、家族が退院を望まない、等の地域生活を実現、継続するうえでの種々の個別的困難要因を抱えている

▶計画策定会議には本人・家族等が参加し、ニーズを反映
▶個別事情に応じた支援関係者も会議参加可能

国の動向

- 法改正に先行して、診療報酬改定により「医療機関が自治体と連携した退院支援を実施」した場合の評価が新設(平成30年4月～)
- 併せて、現行法下で実施可能な、自治体を中心となった退院後の医療等の支援の具体的な手順としてガイドラインを発出(平成30年3月)

他県等の動向

- 国の動向を踏まえ、独自のガイドライン等を策定し、退院後支援を開始

	ガイドライン等策定状況	ガイドライン等に基づく支援実績(30年度)
横浜市	平成29年4月作成済	97人(※) (措置入院者 375人)
埼玉県	平成30年4月作成済	136人 (措置入院者 515人)
神奈川県	平成30年9月作成済	47人 (措置入院者 124人)

※ 横浜市の支援実績については情報提供があった29年度実績

※ 措置入院者数は当該年度の実績

本事業の実施により対応の困難な措置入院者の個別事情に即して、各主体が連携した退院後支援体制を構築することにより、円滑な社会参加、地域生活の実現を図る。



都の特徴(措置件数の多さ、措置権者(東京都)以外に措置入院者への支援の主体となる自治体が25自治体(特別区、保健所設置市)存在)を踏まえ、全都統一的な支援体制整備に向け「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定(令和2年1月)

措置入院者退院後支援体制整備事業

2 事業概要

措置入院者退院後支援ガイドラインの運用

○都ガイドラインに基づき、各都機関において以下の役割により退院後支援を行う。

■各都機関の役割

＜都（精神保健医療課）の役割＞

- ・他道府県居住者、帰住先不明者の計画作成等に係る調整等
- ・各自治体からの措置入院者個人情報照会に係る業務
- ・都ガイドラインに沿った運用状況把握

＜都（総合）精神保健福祉センターの役割＞

- ・退院後にアウトリーチの活用が想定されるケースなどの専門的援助（会議参加等）

＜東京都保健所の役割＞

- ・措置入院者の情報収集に関する業務
- ・措置入院者からの支援計画作成の同意取得のための業務
- ・計画作成、会議運営及び支援に関する業務

事項	内容
旅費	退院後支援（情報収集、会議運営・参加時等）に要する交通費
役務費	情報照会時の郵券代等

措置入院者退院後支援ガイドライン専門研修の実施

○都ガイドラインに基づき、退院後支援に従事する職員向けの研修を実施する。

■研修対象：都内保健所・保健センター等において措置入院患者の退院後支援を行う保健師等（人数制限なし）

■実施回数：1回（オンデマンド配信10時間相当）

■実施方法：委託

事項	内容
委託料	研修実施経費

措置入院者退院後支援ガイドライン検証委員会の開催

○ガイドラインの運用開始後、退院後支援の効果検証や、ガイドライン内容に実態を反映したものとするため委員会を開催する。

■委員構成：ガイドライン検討会と同一委員構成を想定

■開催回数：2回

（R2年度は新型コロナの影響で開催できず）

■検討事項：検証結果に基づくガイドラインの修正について 等

事項	内容
報償費 役務費 一般需用費	委員謝礼（ガイドライン検討会と同一委員構成を想定）等会議経費

都保健所開催会議経費

○都保健所がガイドラインに基づき開催する、退院後支援計画作成のための会議や、地域で開催される支援計画作成のための会議へ、地域援助事業者等支援関係者や精神科医療機関職員が出席する際の報酬等を支給し、退院後支援に必要な体制の充実を図る。

事項	内容
報償費 役務費 一般需用費	地域援助事業者等の会議参加費 精神科医療機関職員の地域会議参加費

都における施策の方向性<「未来の東京」戦略(令和3年3月)>

■ 認知症に向き合い、「共生」と「予防」両面の対策を進める 【2030年に向けた戦略4_長寿(Chōju)社会実現戦略】

・家族も含め、尊厳と希望を持ちながら、認知症と共生していくことができる環境を整えるとともに、認知症予防に向けた研究を強力に推進する。

令和3年度における認知症施策<令和3年度予算額:37億円>

●:見直し・拡充事業

認知症施策の総合的な推進

● 認知症対策推進事業(13百万円)

東京都認知症施策推進会議で中・長期的な認知症施策を検討するとともに、認知症の理解促進に向けた取組を展開

○ 区市町村における認知症普及啓発の取組を支援(包括補助事業)

共生

予防

1 認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供

○ 認知症疾患医療センター運営事業(759百万円)

専門医療相談、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成、家族介護者支援等を実施

類型	指定数
地域拠点型	12か所
地域連携型	40か所

○ 認知症疾患医療センター未設置地域の医療従事者等への相談支援の実施

(認知症支援推進センターで実施)

○ 認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援(包括補助事業)

2 認知症の人と家族を支える人材の育成

● 認知症支援推進センター運営事業(68百万円)

認知症サポート医等の医療専門職向けの研修や区市町村への支援等を実施

○ かかりつけ医、一般の看護師、地域の医療・介護従事者向けの研修等を実施

(認知症疾患医療センター運営事業)

○ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(21百万円)

● 認知症介護研修事業(154百万円)

介護従事者や地域密着型サービス事業所の管理者等に認知症介護に関する研修を実施

○ 認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員研修の実施(20百万円)

3 認知症の人と家族を支える地域づくり

○ 認知症サポーターの養成促進

区市町村・企業における養成支援、都職員向け養成講座の開催等

○ 認知症サポーター活動促進事業(5百万円)

認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの地域での活動を促進

○ 区市町村における認知症の人と家族を支えるネットワークの構築、家族介護者支援等の取組を支援(包括補助事業)

○ 行方不明者等支援のための情報共有サイトの運営

● 若年性認知症総合支援センター運営事業(53百万円、2か所)

ワンストップの相談窓口の設置、関係機関支援等を実施

○ 若年性認知症支援事業(4百万円)

企業向けセミナー、介護サービス事業所等向け説明会を開催

○ 認知症高齢者グループホームの整備促進

○ 高齢者権利擁護の推進

○ 成年後見制度の利用促進

● 高齢者の特性を踏まえた顧客サービスの推進

《進行を遅らせるための支援》

○ 介護予防・フレイル予防の推進

● 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(576百万円)

- ・認知症検診を推進し、早期診断・対応を推進
- ・初期段階の認知症の本人を支える体制づくりを支援(包括補助事業)
- ・介護サービス事業所に日本版BPSDケアプログラムを普及(一部、包括補助事業)

《研究》

○ AI等を活用した認知症研究事業(510百万円)

● AIとIoTにより認知症高齢者問題を多面的に解決する東京アプローチの確立(230百万円)